
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 233 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 233 回金融商品専門委員会（2025 年 2 月 13 日開催）において、ステップ 6 に関して、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取入れに関して聞かれた意見への対応に関する検討、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案、金融資産の減損に関する新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）の文案及び IFRS 第 9 号の設例の取入れに関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（IFRS 第 9 号の定めを取入れに関して聞かれた意見への対応についての意見）

全体的な意見

2. 全体的に事務局提案に異論はない。

IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項から B5. 5. 15 項の定めを取入れについての意見

3. 資料(2)第 13 項において示されている IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項の定めを取入れイメージの内容に同意する。
4. 信用リスクの著しい増大の判定において、実務上は全期間のデフォルト発生リスクの変動を使用することは難しく、12 か月のデフォルト発生リスクの変動を使用することになると考えられる。この点、資料(2)第 19 項で示されている IFRS 第 9 号 B5. 5. 13 項及び B5. 5. 14 項の定めを取入れイメージは、全期間のデフォルト発生リスクの変動の使用が原則的な取扱いであることが強調されすぎている印象を受けるため、X2 項と X3 項は同じ項に記載し、X3 項の(1)から(3)については結論の背景に記載した方がよいと考える。

オプション B-1 の定めについての意見

5. 債務者区分の名称について、旧金融検査マニュアルで使用されている債務者区分の名称を用いる事務局提案に同意する。

6. 正常先の小区分については、「正常先 1」、「正常先 2」及び「正常先 3」又は「上位」、「中位」及び「下位」という表現も考えられるものの、事務局提案の名称でも問題ないと考える。
7. 旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称は英訳が難しく、正常先の小区分についてもそれぞれの意味を示す名称は表現しにくいいため、債務者区分の名称は区分 1 等の数字を用いたシンプルなものとし、債務者区分の名称と旧金融検査マニュアルの債務者区分の対応関係を示す方がよいと考える。
8. 債務者区分の名称には「格付」という単語は含まれていないため、整合性の観点から、正常先の小区分の「格付」という単語は不要と考える。
9. 旧金融検査マニュアルに関しては、実務上の取扱いを示す関連する文書が存在していた。この点、会計基準に詳細な規定まで記載することは難しいと考えられるものの、金融機関の実務に配慮した取扱いもあったため、債務者区分の取扱いについてはこれらの文書も含めた旧金融検査マニュアルに従うことを示す文言を加えていただきたい。
10. 「優良格付」の範囲は、新適用指針の文案の第 3.4.3 項の外部格付が「投資適格」である債権等を含む広い範囲のものであるか確認したい。
11. 資料(2)第 39 項のオプション B-1 の定めイメージの X7 項に記載されている債権等については、信用減損金融資産に該当すると考えられるため、この点も新適用指針に記載して頂きたい。

オプション B-2 の定めについての意見

12. 「要判定格付」に分類される債務者に対する債権等について、オプション B-2 の適用範囲に含める事務局提案に同意する。
13. 資料(2)第 46 項において示されているオプション B-2 の定めイメージの内容に同意する。

オプション B-3 の定めについての意見

14. 資料(2)第 57 項において示されている IFRS 第 9 号第 5.5.18 項及び B5.5.41 項の定め取入れイメージ並びにオプション B-3 の定めイメージの内容に同意する。

(金融商品会計基準の文案についての意見)

15. 第 27 項において定義している「債権等」に含まれる「債権」について、金融商品会計基準に「債権」の定義はないため、「債権」を定義する又は「債権等」の定義を見直す必要はないか検討して頂きたい。
16. (注 9-4) の「信用減損金融資産」は、第 28-3 項の「取得又は組成した信用減損金融資産」の前提となる重要な概念であるため、注釈としてではなく、項番を付した方がよいと考える。例えば、(注 9-4) を第 28-3 項として、「取得又は組成した信用減損金融資産」について記載している資料(3)の第 28-3 項以降の項番を下げる考えられる。
17. (注 9-4) の「信用減損金融資産」の定義には金融保証契約及びローン・コミットメントが含まれていないと考えられるが、これらも含んだ用語及び定義とする必要がないか検討して頂きたい。
18. 第 28-5 項の「収益認識基準」は「収益認識会計基準」とすべきと考える。

(新適用指針の文案についての意見)

19. 第 3.3.6 項と第 3.3.7 項については、1 つの項に纏めてもよいと考える。
20. 第 3.3.12 項等の「ローン・コミットメント及び金融保証契約」という表現は、金融商品会計基準の文案では、「金融保証契約及びローン・コミットメント」と表現されているため、言葉の順番を統一して頂きたい。
21. IFRS 第 9 号 B5.5.35 項は、実務上の便法の例示として営業債権に係る予想信用損失の算定について記載している。この点、第 4.1.9 項の「受取手形、売掛金等」については、「等」という記載はあるものの、例示であることがより明確となるように、「例えば」等の表現を加えて頂きたい。
22. 第 4.5.1 項の「内部格付」という用語は、他の項では「内部信用格付」となっているため、同じ意味であれば用語を統一して頂きたい。また、「信用格付け」という用語について、内部信用格付と外部信用格付の両方を含むのであれば、その旨を示して頂きたい。

(IFRS 第 9 号の設例の取入れについての意見)

23. 設例の取入れに関する事務局の方針に同意する。
24. 住宅ローンについて記載している IFRS 第 9 号の設例 5 は、定期的に債務者のスコアリングを行っていることを前提としている。この点、実務上は定期的な債務者の情報の入手は難しいため、融資の実行時点の情報をを用いている状況もあると考える。また、旧金融検

査マニュアルにおいても住宅ローン等の小口の貸付には、延滞基準によって債権の分類を行うことができることが示されている。

このように、設例は精緻な分析を行ったうえでの判断を示しているものの、設例が最低限満たすべき基準のように捉えられた場合、会計基準の適用に過大なコストや労力が必要となる印象を与えてしまうことを懸念する。このため、設例が最低限満たすべき基準を示しているのではなく、実務上の例であることが分かる表現となるようにして頂きたい。

25. IFRS 第9号の設例5の「トップダウン」アプローチのステージ2の分類に関する考え方は理解しにくいいため、IFRS 第9号の設例をそのまま取り入れるか、我が国の実務を踏まえた形で取り入れるかについては議論が必要と考える。
26. IFRS 第9号の設例8、設例9及び設例12は我が国の実務上有用な設例になると考える。
27. IFRS 第7号「金融商品：開示」の設例の取入れの検討は別途行うということによりか確認したい。
28. 資料(5)参考資料のIE44項の「2007年」は「20X7年」が正しいと考える。

以 上